

呉市と株式会社SPACE WALKERとの  
脱炭素社会の実現その他の社会課題の解決に向けた  
包括連携協定書



呉市

株式会社SPACE WALKER

呉市と株式会社SPACE WALKERとの脱炭素社会の実現その他の社会課題の解決に向けた包括連携協定書

呉市(以下「甲」という。)と株式会社SPACE WALKER(以下「乙」という。)は、脱炭素社会の実現その他の社会課題の解決に向けて、互いに連携をすることに合意し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、甲及び乙が包括的な連携の下、脱炭素社会の実現その他の社会課題に係る様々な分野で相互に協力し、協働した取組等を行うことにより、その諸課題の解決に資することを目的とする。

(連携協力事項)

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携・協力をするものとする。

- (1) 水素を中心とするクリーンエネルギーの利活用に係る情報提供・助言に関すること。
  - (2) 宇宙開発を基にしたものづくり産業の振興に関すること。
  - (3) 宇宙・科学技術教育の推進及び雇用の創出に関すること。
  - (4) 前条の目的を達成するための取組の推進に関すること。
- 2 前項各号に掲げる事項の実施時期、実施方法等については、別表に定めるものほか、甲乙間で協議の上、決定する。
- 3 甲及び乙は、前2項の規定による連携・協力を円滑に実施するため、定期的な意見交換及び連絡調整を行うものとする。

(協定内容の変更等)

第3条 甲又は乙のいずれかが、この協定の内容の変更又は解除を申し出たときは、その都度、甲乙が協議の上、必要な変更又は解除を行うものとする。

(情報保護)

第4条 甲及び乙は、この協定に基づく事業を実施するに当たり、相手方から得た秘密について、この協定の期間中はもとより、この協定の終了後も第三者に対し開示し、漏洩し、又はこの協定に基づく事業以外の目的に使用してはならない。ただし、事前に相手方の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、甲及び乙は、法令により秘密情報の開示を求められ

た場合は、可能な限り事前に協議を行い、必要な範囲に限り当該情報の開示を行うものとする。

(疑義解決の方法)

第5条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に疑義が生じた場合は、その都度、甲乙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第6条 この協定の有効期間は、協定の締結の日から令和5年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日までに、甲及び乙のいずれからも、この協定を更新しない旨の申入れがないときは、これを1年間更新するものとし、その後も同様とする。

この協定の締結を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙両者が記名・押印の上、各々その1通を保有する。

令和4年6月13日

甲 呉市中央4丁目1番6号  
吳市

吳市長

新原芳明

乙 東京都港区新橋3丁目16番12号  
株式会社 SPACE WALKER

代表取締役 CEO 真鍋 順矢